

「駆けつけ警護」による 戦争行為に反対しよう！

No.151 2016・11・7

J R 貨物労組資料室報

安倍政府は、昨年 9 月多数の反対の声を踏みにじって強引に「戦争法」(註一)を定めた。

そして現在「改正 P K O 国連平和維持活動協力法」に基づいて、南スーダンに派遣している陸自部隊と 11 月に交代する予定である部隊に、新たな任務を付与し南スーダンに送り込むためその準備を急ピッチに進めている。

まずここで南スーダンという国についてごく簡単に把握しておこう。

この国は独立してからわずか 5 年の世界で一番若い国でもある。この若い国の国土は日本の約 1.7 倍、人口は 1200 万人、G D P は約 132 億ドル (I 兆千億円) であり、石油が唯一の輸出品となっている。その額は G D P の約 6 割を占めている。

近年の原油価格の値下がりによって、国の財政は極めて厳しい状況にある。他方政治面ではキール大統領派と反政府勢力のリーダーでもあるマシヤル前副大統領派が、この国唯一の輸出品石油を巡って激しく対立し、両氏の出身民族も互いに反目しあっているのが南スーダンの現状である。

現在この国に対する P K O 活動には、日本を含めて中国やインドなど 13 カ国が参加しており、日本は 2012 年から参加している。

さて日本は今回「駆けつけ警護」と称し、憲法で禁じている軍事行動が出来るように目論んでいるのだ。

しかも自らが定めている「P K O 五原則」(註二) さえも踏みにじる形で行おうとしているのだ。

このような行為について首相は「尊い平和を守り抜き、次の世代へと引き渡していくために任務であることを肝に銘じ、平和の守り神として精強なる自衛隊を築きあげて欲しい」などと強調しているのである。(10・23 陸自朝霞基地での観閲式訓示)

さて「駆けつけ警護」とは、海外に派遣される自衛隊員が「警護」の名によって、戦闘行為を繰り広げることなのである。

戦後 70 余年の戦争がない時代から、再び戦争を遂行する時代へと逆戻りしようとしている現実を見据えて、これを許さないために奮闘しなければならない。

註一1 戦争法

正確には「安全保障関連法」のこと。昨年 9 月に反対の声を押し切って成立した 10 本の改正法と、新設の国際平和支援法をいう。

日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされる明白な危険がある「存立危機事態」と認定すれば、集団的自衛権を行使することが柱となっている。他国軍への後方支援を日本周辺以外でも事実上容認しているほか、PKO の任務で駆けつけ警護ができるよう内容的に拡大している。

註一2 PKO五原則

- ① 紛争当事国間の停戦合意
- ② 現地政府や紛争当事者の同意
- ③ PKO の中立厳守
- ④ 上記のいずれかがみたら撤収することが出来る
- ⑤ 武器の使用は必要最小限

などとされている。しかし「駆けつけ警護」などを実施した場合、武器使用はさらに拡大されることになる。

「駆けつけ警護」とは？

政府は憲法で堅く禁じられている戦争行為を、「駆けつけ」とか「警護」の名をもってすれば、戦争の恐ろしいイメージが少しでも薄まるとも考えているのであろうか。

そもそも警護とは“警戒して守る”という意であり、“駆けつけ”は、援助すること、あるいは助太刀するという事である。

だから遠路はるばる南スーダンにまで自衛隊を送り出すのであるから、単に援助とか助太刀ではすまされないだろう。

実際に 11 月から陸自第 9 師団第五普通科連隊を中心とする部隊は、その任務として、

- 1) 離れた場所にいる国連職員らを、求めに応じて助ける「駆けつけ警備」と、
- 2) 宿営地が襲われた場合、自衛隊員が直接攻撃されなくても他国軍と相互に連携して防護する。

この二つのケースなどを想定した訓練を、今年の夏からすでに実施しているの

である。

たとえ「駆けつけ」にせよ「助太刀」にせよ、先に触れたように政府自らが決めた「PKO5 原則」にも^{ていしよく}抵触することは明らかであり、断じて容認されるものではない。

しかも首相や防衛相のこの間の言辞から、PKO（平和維持活動）の名の下で「警護」などと称し、海外での武力行使＝戦争がおこなわれようとしている暴挙に、私たちは怒りを込めて反対しなければならない。

それだけではない！マスコミによると南スーダンに派遣するPKO部隊には、「警護」に対応する即応チーム（QRF）が設けられ、機銃や小銃で武装した部隊を中心に、医官や救命士などを加えたチームなどが創られている。

関係者によると、QRFは40人～50人程度で、国連やNGOの職員らが離れた場所で武装集団に襲われた際、武器をもって駆けつけ、他国軍と共同で宿营地などの警備を行うとしている。

陸自幹部は「現地に急行して敵を攻撃し、駆逐できる高い戦闘能力を備えさせる」などと語っているのである。

この「QRF」は、04年に始まったイラク復興支援活動の際に、テロ攻撃などに備え初めて組織されたのであるが、機銃や無反動砲等で武装したチームで、装甲車両などを駆使して活動する。

当初のPKOは、正当防衛や緊急避難の場合のみ相手に危害を与える射撃が認められているが、イラクでは武器使用基準を緩和して、例えば停止命令を無視して進む自爆テロの恐れがある車両や、ロケット砲などを発射しようとする武装勢力については、相手の攻撃がなくてもそれに対する射撃を認めている。

そして今回南スーダンでもイラクの時と同様に、さらに武器使用についての制限を取り払うことが想定されているのである。

危険な言動の横行

南スーダンPKOの「駆けつけ警護」と称する自衛隊の新しい任務について政府はこの間に以下のように述べている。

すなわち、昨年9月に戦争法が成立したのであるが、そのために稲田防衛相などは「いかなる場合にも対応できるよう準備するのは当然だ！」として、更にはPKOについて「各種作業に一定のめどがついた、今後は自衛隊各部隊に於いて必要な訓練を実施する」（稲田防衛相の記者会見で）と述べている。

10月8日、稲田防衛相は南スーダン首都ジュバを訪問して、部隊の活動内容や現地の治安状況などを視察確認したという。

こうした視察結果にふまえて政府は派遣する部隊について「駆けつけ警護」の任務を付与する判断を下そうとしているのである。実際には 11 月半ばに「閣議決定」とすると報道されている。

ところでこの防衛相の南スーダン滞在時間は、なんと 7 時間であったという。

それにもかかわらず防衛相はジュバの自衛隊宿営地で「部隊の高い能力と厳正な規律は国連や南スーダン政府、現地住民から高い評価を受けている」などと訓示し、しかも「治安は落ち着いている、関係者からもそういう風に聞くことが出来た」などと記者に述べているのであった。

実際には、現地視察の当日、ジュバ近くで民間人を乗せたトラック 4 台が待ち伏せ攻撃を受けて市民 21 人が死亡、約 20 人が負傷する事態が発生しており、防衛相が述べている「治安は落ち着いている」などとはまったく異なる状況であることをこの遊撃からも知ることが出来るだろう。

しかも政府は「同国で起きている銃撃戦は『紛争』ではなく『衝突』であり、自衛隊が撤退しなくてはならない『紛争』ではない」などという詭弁を弄しているのである。(2016・10.26 日経)

かつて国の権力者達は、戦争について、必ず「国や国民を守る」とか「正義云々」などを押し出して戦争を正当化していたことを思い出す。

だから政府や権力者は間違っても決して「侵略」などとは口にしないのでありかの日中戦争や太平洋戦争がそうであったように、ベトナム戦争や中東戦争、あるいは湾岸戦争やイラク・アフガン戦争など、総べての戦争は「正義のための闘いである」と正当化されて来たのである。

南スーダンへの PKO 参加も「国連・NPO 職員、他国兵士を守るために武力を行使する」という名目で行われようとしているのである。

私たちがこれまで必死になって守り大切にしてきた平和憲法の 9 条に、はっきりと明記されている「…武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄する」という心に染み透るような言葉が、いまや完全に骨抜きにされようとしているのであり、「駆けつけ警護」の名によってそれが遂行される事にたいして断じて反対しなければならないのである。

南スーダンの内戦

この若い国では、大統領と副大統領が対立しているが、両派は昨年 8 月の和平合意によって、今年の 4 月に統一暫定政府を樹立したのである。しかし 7 月には両派による大規模な戦闘が生じ、大統領のキールが副大統領のマシヤルを解任したことから首都ジャバやその周辺に於いて再び両派による武力衝突となっている。

戦闘は国連の敷地にも及び、避難している市民や、中国のPKO隊員・国連職員にもすでに死者が出ているのだ。

この為に国連は、南スーダン派遣団（UNMISS）の任期を今年の12月15日まで延期することを決めている。

さらにこの事態に対して国連は、8月中旬の国連安全保障理事会で、もっと強い権限を持つ4000人規模の「地域防衛部隊」を追加派遣する決議案を採択しているのであった。

この地域防衛部隊は国連の文民保護施設や市民保護のほか、空港などの重要施設の警備にもあたるといふ。

従来のPKOより強い権限を持つものであるが、こうした部隊への自衛隊参加についてより厳しいチェックをしなければならないだろう。

なぜなら、この決議に対して日本は「PKOの強化が状況に対処する最も効果的な対応だ」などと手を挙げて賛成しているからである。

さらに内戦の状況について述べておこう。

ジュバでの両派による7月の大規模な戦闘で、戦車や武装ヘリなどが投入されて兵士や市民300人以上が死亡している。その後停戦状態となったが、両派の睨みあう緊張はさらに続き、そのためにジュバにいたJICAの関係者93人が隣国の首都ナイロビに避難しているほどであった。

これらの動きを時系列化すると以下のようなものである。

- 2011・1 スーダン南部で分離独立を問う住民投票を実施、(賛成多数)
- 2011・7 南スーダン独立
- 2011・11 国連平和維持活動へ陸上自衛隊施設部隊派遣決定
- 2013・7 マシャル副大統領を解任
- 2013・12 キール大統領派とマシャル副大統領を支持する勢力との戦闘が内戦状態に激化、以降、数万人が死亡し230万人以上が難民状態に
- 2015・8 両派で和平が成立
- 2016・4 マシャルが副大統領に復帰し、暫定政権発足
- 2016・7 ジュバで戦闘再燃、国際協力機構（JICA）関係者ら邦人が退避、マシャル再び解任
- 2016・9 南スーダン政府と国連安全保障理事会、PKO部隊の増派に合意。

このような「内戦状況」が繰り返されているのが現実なのであり、治安状況も極めて悪くなっていることが判明するであろう。

リスク論争も！

さて安全保障関連法の成立から早くも 1 年を経過した現在、政府はまず P K O による「駆けつけ警護」などの新任務を押し出して陸自部隊の訓練を始め、すでに実行準備を整えつつある。

実際この 11 月中には陸自部隊に新任務を付与して具体的に派遣する段階となっている。

この陸自部隊は P K O 新任務の戦闘訓練をすでに行っており、新たな武器使用の限度やその判断基準をまとめた「部隊行動基準」(R O E) を身につける訓練などを終了しているのだ。

具体的には「駆けつけ警護」では、暴徒などを追い払うための威嚇・警告射撃などが認められ、しかし任務の危険度が増しても、相手を殺傷するような射撃は、今までと同様に、正当防衛・緊急避難の場合に限られるとしているのであるが、陸自関係者は「武器使用は高い精度が求められる」などと語っているのだ。

最後にリスク論争について触れなくてはならないだろう。

危険な状況の下に出動する陸自部隊について、すなわち派遣される自衛隊員の「リスク」について言及しておかなければならない。

発生するリスクについて、政府菅官房長官は「適切な武器使用が行われるよう徹底した訓練を行ってから派遣する。隊員の安全確保に万全を期していく」などと記者会見で述べ、さらに防衛省の幹部は「新たな任務に伴うリスクが隊員に生じる可能性がある」と述べているのだ。

しかし稲田防衛相は国会答弁で、リスクについて「新たな任務が加わるからと言って、単純にリスクが増えるものではない」などと答弁しているのだ。

言うまでもなく自衛隊が交戦当事者であれば、そのリスクが高まるのは当然なのであるが、それにもかかわらず安倍首相は、リスクに関する質疑で「永田町と比べれば現地は危険度が高い」などとうそぶいているのであった。(10・12 衆院予算委)

リスクという言葉は、普通は経済的な意味での「損失」を指すのであるが、戦争でのリスクとはイコール人命の事である。

人を守るという「平和維持活動」が、人命のリスクが前提となるような行為なのであり、私たちはこれを絶対に認めることは出来ないのである。

(完)